

土岐市いじめ防止基本方針

平成28年 4月1日

土岐市教育委員会

(改訂 令和7年6月30日)

目 次

I	はじめに	1
II	いじめ防止等のための基本的な認識	1
1	基本理念	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの特質	1
III	いじめ防止のために実施する施策	2
1	いじめ防止に向けて、土岐市が実施する具体的な施策	2
(1)	いじめの未然防止、早期発見を重視した、学校への指導・助言	2
(2)	いじめを許さない学校づくりの支援	2
(3)	学校、家庭、地域社会と連携した取組	3
(4)	いじめ防止等に係る組織（土岐市いじめ問題対策連絡協議会）の設置	3
2	いじめ防止に向けて、学校が実施する具体的な施策	3
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定と地域との連携	3
(2)	いじめを許さない学校の雰囲気づくり	3
(3)	いじめ防止等に関する取組の推進	3
(4)	いじめ早期発見の取組	3
(5)	いじめ防止等に係る組織（いじめ防止等対策委員会）の設置	4
IV	いじめに対する具体的な対応	4
1	いじめ早期発見のための相談窓口の設置	4
2	学校におけるいじめの防止等に関する措置	4
(1)	いじめの未然防止	4
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめの早期対応	4
(4)	いじめ解消への取り組みの継続	5
3	学校からいじめの報告を受けた場合の具体的な教育委員会の施策	5
4	重大事態への対応	5
(1)	重大事態の意味と重大事態調査の目的	5
(2)	重大事態に対する平時からの備え	6
(3)	教育委員会及び学校の基本姿勢	6
(4)	学校または土岐市による調査および措置	6
①	学校が主体となって調査を行う場合	6
②	教育委員会が主体となって調査を行う場合	7
③	調査結果の報告を受けた市長による再調査を行う場合	7
(5)	重大事態調査の進め方	7
(6)	調査結果の説明・公表	7
(7)	いじめが他の児童生徒の教育の妨げとして認められる場合の措置	7
(8)	いじめが犯罪行為として認められる場合の措置	7
V	その他の事項	7

I はじめに

いじめは、児童生徒の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。いじめを受けた児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

すべての児童生徒が安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくために、学校、家庭、地域社会が連携し、児童生徒の絆づくりや居場所づくりに努め、いじめの防止、早期発見・早期対応に取り組まなくてはならない。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）をふまえ、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を以下に示す。

II いじめ防止等のための基本的な認識

1 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。しかし「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識し、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保持保護することが重要であることを認識し、学校、教職員および保護者、家庭、地域の人々、すべての関係者が連携して防止、早期発見・早期対応にあたり、いじめ問題を克服していく。

2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

3 いじめの特質

- （1）いじめは、目に見えにくいものである。
- （2）いじめは、人に相談しにくいものである。
- （3）いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものである。
- （4）いじめの様態は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで、多種多様である。
- （5）いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがある。
- （6）いじめは、複雑化・深刻化すると人の命にかかわることもある。

Ⅲ いじめ防止のために実施する施策

1 いじめ防止に向けて、土岐市が実施する具体的な施策

(1) いじめの未然防止、早期発見・早期対応を重視した、学校への指導・助言

いじめの防止が重要であることを鑑み、次の内容をもって学校へ指導助言する。

- ①各学校の校長、教頭、生徒指導主事に対して「いじめ防止対策推進法」「土岐市いじめ防止基本方針」について説明すると共に各学校の課題をふまえた「いじめ防止基本方針」を策定し、具体的な行動を示した方針を明記すること。
- ②各学校いじめ防止基本方針を保護者に説明し、抵抗なく相談できる体制整備をすると共に、地域へ発信し、連携した取組をすること。
- ③児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図ること。
- ④いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発や必要な措置を講ずること。
- ⑤日常から児童生徒が発する情報を見逃さず、いじめの早期発見に努めるよう定期的にいじめ等のアンケート調査を実施するとともに、個人面談、教育相談等を通して、児童生徒の悩みや保護者の不安を把握すること。
- ⑥土岐市教育支援センター、教育委員会、各種相談窓口等が保護者の学校 以外の相談窓口となり、学校以外での早期発見・早期対応に役立てること。
- ⑦研修の充実を通じた教員の資質向上、生徒指導体制充実のための職員の配置、専門知識を有する教育相談に応じるものの確保等必要な措置を講ずること。
- ⑧いじめの防止等に関する研修の実施や、その他いじめ防止等のための対策に関する資質向上に必要な措置を計画的に行うこと。
- ⑨インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処ができるよう必要な広報その他の啓発活動を行い、事案に対処する体制の整備に努めること。

(2) いじめを許さない学校づくりの支援

「いじめは絶対に許されない」という認識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底、指導するよう各学校の校長、教頭、生徒指導主事への研修を行う。

また道徳教育、情報モラル教育、体験教育の各種研修を行い、各学校がいじめを許さない学校づくりを進めるとともに、豊かな体験を通して児童生徒の心の醸成と自己肯定感の向上を図るよう支援する。

さらに喫緊の課題であるインターネット等を通じて行われるいじめを防止するために、各関係機関と連携を図り、児童生徒と保護者への指導の場を設定するなど研修を充実するよう働きかける。

(3) 学校、家庭、地域社会と連携した取組

地域をあげて児童生徒を守り育てるために、学校や家庭、子どもの健全育成に関わる関係諸団体、機関等が連携し、情報交換と行動連携に努める。特に校区をあげ

て教育を考える機会を設定し、地域全体で子どもを育てる仕組みを継続させる。

同時にいじめ防止の啓発、いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上を図るとともに、常に子ども家庭課、地域サポーター、警察署の生活安全課担当者、子ども相談センターとの連携を通して、情報の共有と指導について協議し、学校の指導に生かすようにする。

(4)いじめ防止等に係る組織(土岐市いじめ問題対策連絡協議会)の設置

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、土岐市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。構成員は、次のように定める。

- ・警察署生活安全課少年係担当者
- ・子ども家庭課担当者
- ・小中校長会代表（生徒指導担当校長）
- ・生徒指導主幹教諭
- ・土岐市教育委員会
- ・東濃教育事務所生徒指導担当者

2 いじめ防止に向けて、学校が実施する具体的な施策

教育委員会からの具体的な施策を受け、各学校は次のことに取り組むこととする。

(1)学校いじめ防止基本方針の策定と地域との連携

国や県、市の方針をもとにして、各学校の課題をふまえた具体的ないじめ防止基本方針を示し、保護者に説明することで、抵抗なく相談できる体制整備をすると共に、地域へ発信し、連携した取組をする。

(2)いじめを許さない学校の雰囲気づくり

「いじめは絶対に許されない」という認識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底指導し、豊かな体験を通して児童生徒の心の醸成と自己肯定感の向上を図る。

(3)いじめ防止等に関する取組の推進

いじめ防止基本方針に示した取組を具体的に実践する。特に保護者や地域の方々を巻き込み、総合的に実践を推進する。

(4)いじめ早期発見の取組

日常から児童生徒が発する情報を見逃さず、いじめの早期発見に努めるよう定期的にいじめ等に関するアンケート調査等を実施するとともに、個人面談、教育相談等を通して、児童生徒の悩みや保護者の不安を把握する。また、いじめを許さない、見過ごさない仲間関係づくりにつとめ、いじめを認知したときに、自分だけで考えず誰かに相談できるような主体性の向上を図る教育活動を推進する。

(5)いじめ防止等に係る組織(いじめ防止等の対策のための組織)の設置

校区の関係者との連携を図り、「学校いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、状況に応じて招集、対策、検討会議を行う。

IV いじめに対する具体的な対応

1 いじめ早期発見のための相談窓口の設置

児童生徒が安心して教育を受けられるために、早期発見、早期対応が重要であることを鑑み、学校や家庭、子どもの健全育成に関わる関係諸団体、機関等と連携して、次に示すような複数の相談窓口を設ける。

- ・各学校
- ・教育委員会学校教育課および子ども家庭課担当者
- ・多治見警察署生活安全課担当者
- ・子ども相談センター
- ・岐阜地方法務局多治見支局人権相談窓口
- ・岐阜県域24時間対応相談窓口（いじめ相談24）

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1)いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒に、いじめに向かわせないための未然防止の取り組みとして、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。加えて、集団の一員として自覚や自信を育むことにより、ストレスや一時の感情にとらわれることなく、互いを認め合える望ましい人間関係・学校風土をつくる。

(2)いじめの早期発見

いじめはささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。児童生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。各学校は学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。

(3)いじめの早期対応

学校がいじめを把握した場合は、学年、学校の組織で対処するとともに、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講じ、保護者への説明を十分にする。その一方で、いじめを行った児童生徒、保護者への指導を行い、家庭での今後の指導についても継続的に行う。また、全教育活動を通じて、自他の生命を大切にし、人とのつながりを大切にした活動を推進する。

児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じている、又は、その疑いがあるいじめ事案や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

(4)いじめ解消への取組の継続

いじめを認知した場合および重大事態の疑いがある場合は、すみやかに教育委員会へ報告し、調査、解消への取組を継続的に進める。

いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安として継続していること。

②いじめを受けた児童生徒等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

3 学校からいじめの報告を受けた場合の具体的な教育委員会の施策

学校からいじめの報告を受けた場合は、児童生徒が安心して教育を受けられるために早期対応が重要であることを鑑み、次の内容をもって必要な措置を速やかに講ずるよう、学校への支援を行う。

- ・いじめを把握した学年、学校の組織で対処するとともに、いじめを受けた児童生徒のケア、保護者への説明を十分にすること。
- ・いじめを行った児童生徒、保護者への指導を行い、家庭での今後の指導についても保護者と十分話し合うこと。
- ・「いじめは絶対に許されない」という認識を、学校教育全体を通じて、再度児童生徒一人一人に徹底し、全体指導をすること。

必要に応じて、土岐市いじめ問題対策委員会を設置する。構成員は、次のように定める。

- ・学校弁護士、学校心理士等（第三者）
- ・小中校長会代表（生徒指導担当校長）
- ・生徒指導主幹教諭
- ・土岐市教育委員会
- ・東濃教育事務所生徒指導担当者

4 重大事態への対応

(1)重大事態の意味と重大事態調査の目的

重大事態とは、いじめにより重大な以下の疑いが認められる場合ととらえる。重大事態の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び、再発防止策を講ずることにある。

(いじめ防止対策推進法第28条より)

- ①いじめにより当該児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。「重大な被害」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合

- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより、当該児童生徒が相当の期間にわたり、欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。

※児童生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申し立てがあったときを含む。

(2)重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校のすべての教職員は市や学校いじめ防止基本方針を理解する。学校は、学校いじめ防止等の対策のための組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

土岐市教育委員会は、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始できるよう関係諸団体と連携できる体制を構築する。

(3)教育委員会及び学校の基本的姿勢

重大事態調査を行うに当たっては、教育委員会及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。また、調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、教育委員会及び学校として、自らの対応を振り返り、検証する。

(4)学校または土岐市による調査および措置

いじめの重大事態発生が疑われる場合には、学校は直ちにその状況を教育委員会に報告する。

重大事態発生が疑われる場合は、いじめ問題対策委員会を設置し協議の上、調査を開始する。調査の主体および調査組織は、事案に応じて教育委員会が判断する。調査後、結果を市長に報告する。

① 学校が主体となって調査を行う場合

各校区の関係者との連携を図り「学校いじめ防止等の対策のための組織」を主体として、外部専門家を構成員に加え、招集、調査、検討を行い、調査書をまとめる。資料として対象学校は児童生徒へのアンケート調査、聞き取り調査等を実施する。調査書を教育委員会へ提出する。

②教育委員会が主体となって調査を行う場合

教育委員会は、「土岐市いじめ問題調査委員会」を招集し、調査、検討を行い、

調査書をまとめる。資料として対象学校は児童生徒へのアンケート調査、聞き取り調査等を実施する。構成員は、次のように定める。事案によって構成員を付加等することもある。

- ・弁護士
- ・精神科医師
- ・学識経験者
- ・臨床心理士
- ・福祉専門家

③調査結果の報告を受けた市長による再調査を行う場合

教育委員会からの調査結果の報告を受けた市長は、必要に応じて再調査組織「土岐市いじめによる重大事態再調査委員会」を招集し、再調査を行う。再調査を行った場合は、市長は議会に結果を報告する。市長と教育委員会は再調査の結果をふまえ、必要な措置を講ずる。

調査構成員は市長が専門的な知識を有する第三者を任命する。この場合、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。構成員は、次のように定める。事案によって構成員を変更することもある。

- ・精神科医師
- ・弁護士
- ・学識経験者
- ・心理専門家
- ・福祉専門家

(5)重大事態調査の進め方

重大事態の実施に当たっては、調査の主体が「事実関係を明確にするための調査」を行う。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。調査を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に確認する。また、対象児童生徒・保護者に対して適切に経過報告を行う。

(6)調査結果の説明・公表

教育委員会又は学校は、対象児童生徒やその保護者に対して。事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか等）について、調査報告書に基づき説明する。併せて、いじめを行った児童生徒等・保護者にも説明を行う。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。

(7)いじめが他の児童生徒の教育の妨げとして認められる場合の措置

教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席

停止を命ずる（学校教育法第35条）等、いじめを受けた児童生徒等その他の児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置を速やかに講ずる。

(8)いじめが犯罪行為として認められる場合の措置

いじめが、犯罪行為として認められるときは、所轄警察署と連携して対処し、在籍する児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

V その他の事項

市は「市のいじめ防止基本方針」、「各学校のいじめ防止基本方針」等を公表し、取組が実効的に機能しているかを検討し、状況に合わせて必要な見直しを図る。

令和7年6月30日改訂箇所

令和7年4月改訂版の「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて修正

1 各項において、文言の表記を統一

- ・いじめの早期発見及び対処→いじめの早期発見・早期対応
- ・いじめた側→いじめを行った
- ・子育て支援課→子ども家庭課
- ・教育総務課→学校教育課

他、複数個所の修正（例：必要に応じて、児童生徒→児童等など）

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

（1）～（3） いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応で整理、追記

3 重大事態への対応

（1）～（5）の項目を（1）～（8）に修正
主に、重大事態の調査に関する手順等を追記